

青森県報

第二千三百六十号

平成十六年
八月二日
(月曜日)

目次

公 告

県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	…	一
建設業者の許可の取消し	（弘前県土整備事務所）	…	一
右 同	（八戸県土整備事務所）	…	一
右 同	（五所川原県土整備事務所）	…	二
右 同	（ 同 ）	…	二
右 同	（十和田県土整備事務所）	…	二
右 同	（むつ県土整備事務所）	…	三
出先機関	（むつ県土整備事務所）	…	三
道路の位置の指定	（むつ県土整備事務所）	…	三

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大別内地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の

規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年八月三日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤角建設

二 代表者の氏名 佐藤 光廣

三 主たる営業所の所在地 黒石市緑ヶ丘一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三七七号

五 取消年月日 平成十六年七月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青森東芝電材株式会社

二 代表者の氏名 藤 高志

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目二五の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第三〇〇二二四号

五 取消年月日 平成十六年七月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月十二日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 須藤工業

二 氏名 須藤 英規

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森五四の八一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四〇〇〇五六号

五 取消年月日 平成十六年六月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エムケイ産業

二 代表者の氏名 寺田 真由美

三 主たる営業所の所在地 五所川原市松島町六丁目三三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一七五七五号

五 取消年月日 平成十六年六月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 法量住建

二 氏名 法量 幸男

三 主たる営業所の所在地 上北郡十和田湖町大字法量字家ノ前九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四五一三三号

五 取消年月日 平成十六年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十六年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大滝工業

二 氏名 大滝 正勝

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字向町八二の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一四〇〇三号

五 取消年月日 平成十六年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月二日

むつ県土整備事務所長 南 山 一 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市苦生町二丁目三三八の二、二四〇の三及びび二三八の一地先	九八・九六メートル 一六・八六メートル	六・〇五メートル 六・一〇メートル	平成 一六・七・二〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭